

## 答 申

### 第1 審査会の結論

審査請求人が、飯山市長（以下「実施機関」という。）に対して、飯山市情報公開条例（平成28年飯山市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、令和2年3月31日付けで行った公文書公開請求に対して、実施機関が令和2年4月14日付け飯山市指令2庶第8号で行った不存在を理由とした非公開決定処分は妥当である。

### 第2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付けで実施機関に対して次に掲げる文書について公文書公開請求を行なった。

「① 令和元年第19号台風時飯山市が発令した欄外表の12回の避難準備情報、避難勧告、避難指示に関し、飯山市地域防災計画書の302頁の被害調査担当表No.2及び305頁の企画財政課作成の避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等避難状況報告（様式2-1）

② 上記避難状況報告を長野県知事宛での送付日時記入で北信振興局経由長野県危機防災課に送付したことを証明する文書(表紙) 」

(2) 実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、令和2年4月14日付け飯山市指令2庶第8号で本件公開請求に対応する公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により、非公開決定（以下「本決定」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、本決定を不服として令和2年4月17日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本決定の取消しと対象文書の全部開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 飯山市防災計画では、当該報告は様式2-1で報告することが定められている。

(2) 県の災害対策本部会議の第3回会議（令和元年10月12日開催）において市内に避難準備情報が発令された旨の報告が掲載されている。

(3) 県に確認したところ、長野県防災情報システムの文書送受信は送信側及び受信側の両方で保存することが原則であるとのことであるため、飯山市側に、県に送信した公文書が存在するはず。

- (4) 市に当該データが無かったとしても、長野県防災情報システムに保存されている当該データは長野県と参加自治体の共有の公文書(電磁的公文書)であるため、当該データについては開示されるべきである。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 飯山市地域防災計画書(以下「市防災計画」という。)の302頁の被害調査担当表No.2及び305頁に規定する避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等避難状況報告に関する情報の報告については、市防災計画においては「様式2-1」により報告するとされている。
- (2) しかし、長野県地域防災計画(以下「県防災計画」という。)においては、当該報告については、「様式2-1又は長野県防災情報システム」により報告する事が定められており、令和元年台風第19号時の当該報告に際しては、県防災計画の規定により、「様式2-1」ではなく、「長野県防災情報システム」により報告を行った。
- (3) 長野県防災情報システムによる報告は、県管理のシステムに、市町村ごとに割り当てられたID、パスワードを入力しログインを行い、必要な情報を直接入力することで報告が行われるため、市のサーバー等には当該報告に係る情報等が保存されることはない。
- (4) よって、本件公開請求の対象となる当市防災計画様式2-1により作成された公文書は存在せず、これにより、長野県知事宛ての送付日時記入で北信地域振興局経由長野県危機防災課に送付したことを証明する文書(表紙)も存在しないこととなる。
- (5) 審査請求人の公文書公開請求内容は、「様式2-1による報告書及び当該報告を県に送付したことを証明する文書(表紙)」であり、長野県防災情報システムに保存されているデータは審査請求人が求める公文書ではないため、当該データの公文書該当性の如何は、本決定に何ら影響を与えるものではない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 基本的な考え方について

条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することが無いよう、原則公開の例外を定めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

##### 2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和元年第19号台風時飯山市が発令した12回の避難準備情報、

避難勧告、避難指示に関し、市防災計画様式2-1により作成された避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等避難状況報告及び当該報告を県に送付したことを証明する文書(表紙)である。

### 3 対象公文書の存否について

- (1) 当審査会において、本件対象公文書の存否について、実施機関の職員への聞き取り及び長野県防災情報システムによる報告の内容について確認を実施した結果、おおむね「第4 実施機関の弁明」(1)から(4)までのとおりであることを確認した。
- (2) このことから、県防災計画に基づき長野県防災情報システムにより報告したことにより本件対象公文書を作成していないとの実施機関の説明は是認できるものであり、本件対象公文書が存在しないことについて、合理的な疑いを差し挟む余地は認められず、存在を示す特段の事情も認められなかった。

### 4 長野県防災情報システムによる報告の本件対象公文書の該当性について

当審査会において、長野県防災情報システムによる報告の内容について確認を行ったところ、様式2-1によるものではないことが確認された。また、報告が入力により行われる性質上、送付したことを証する文書(表紙)の作成も行われていないことが確認された。よって、長野県防災情報システムによる報告が本件対象公文書に該当するとは認められない。

### 5 長野県防災情報システムに蓄積された報告データの公文書該当性について

- (1) 条例第2条第2号において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されており、このことから、電磁的記録についても実施機関の公文書に含まれることが言及されている。
- (2) また、本件長野県防災情報システムに蓄積された報告データについては、災害時に市から県に報告が行われたものであり、実施機関の職員が職務上作成したものであると認められる。
- (3) しかし、長野県防災情報システムは、県の管理するデータベース上に存在するものであり、その報告データについては、県の管理下にあるものと認められる。
- (4) このことから、長野県防災情報システムに蓄積された報告データについては、実施機関の職員が職務上作成したものであるが、当該実施機関が管理しているものに当たらず、よって、飯山市の保有する公文書に該当するとは認められない。

### 6 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判

断を左右するものではない。

## 7 結審

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関が不存在を理由に非公開とした決定は妥当であるが、市民等への説明責任を果たす観点から、情報の開示を求める者に対し、必要な情報の提供等の可能性について常に検討を行い、情報の提供等ができるものについては、その内容及び請求方法等について教示を行うなど、きめ細やかな対応に努めるよう実施機関に求める意見を附し、審査会の答申とする。

## 第6 審査経過

令和2年5月1日 諮問書受理

5月27日 第1回審議 実施機関説明・弁明書確認、審査請求内容・意見書確認及び答申案骨子確認

6月23日 第2回審議 答申案審議

6月25日 第3回審議 答申案審議及び答申